

消費者委員会公共料金等専門調査会においてご審議いただきたい事項について

令和4年10月7日
消費者庁

【諮問事項】

消費者利益を擁護する観点から、電気料金のうち、託送料金の妥当性について

消費者庁から諮問する趣旨

(背景)

- 2016年4月の電力小売全面自由化により、電気事業者の類型が「発電事業」、「送配電事業」、「小売電気事業」の大きく3つに分けられた。そのうち、送配電事業は、中立的な共通インフラとして地域独占により営まれていることから、託送料金については、経済産業大臣の認可が必要とされている。
- 託送料金については、総括原価方式の下、一般送配電事業者から値上げの申請がある場合に、国が審査を行い、認可を行う仕組みとなっており、事業者が値上げを必要とする場合には厳格な審査が行われる一方、それ以外の場合には料金や費用の適正性が必ずしも十分に検証されないほか、事業者における効率化インセンティブが十分に働きにくい課題が存在していたことから、経済産業省において託送料金制度改革が議論されていた。
- このような状況を踏まえて、2016年5月、消費者庁（内閣総理大臣）から消費者委員会に対して、「送配電事業を行う電力会社の託送料金の査定に関し、消費者利益の擁護・増進の観点からの資材・役務調達コスト等に係る更なる効率化の手法、コスト削減のための妥当な託送料金算定手法の在り方等の諸論点における問題の所在及び問題点の改善方法について」諮問し、消費者委員会答申を踏まえて、同年7月、消費者担当大臣から経済産業大臣に対して、一般送配電事業者による更なる効率化やコスト削減等に向けた取組を促すため、原価の定期的な洗い替えや一般送配電事業者による効率化努力の検証・評価等の対応策を講じることを求める意見を発出した。
- 経済産業省においては、消費者庁意見を踏まえ、一般送配電事業者における必要な投資の確保と効率化を両立させる観点から見直しを行い、2023年度から新たにレベニューキャップ制度が導入されることとなった。
- この間、消費者委員会には、2020年8月、2021年7月、2021年12月と審議を重ねていただいた経緯がある。

(課題認識・目的)

- 2023年度から導入予定のレベニューキャップ制度においては、一般送配電事業者が業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入の見通しを算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならないと規定されている。
- このため、一般送配電事業者に対して、適切な収入の見通しの算定を進める観点から、現在、電力・ガス取引監視等委員会において、一般送配電事業者から提出された収入の見通しの関係書類について、必要な検証が行われているところ。

ご審議いただきたい事項

- 消費者の視点から見て、一般送配電事業者から提出されている託送料金の算定に関する資料について、費用等が妥当なものになっているか
- 消費者利益の擁護を図るために、今後、2023年度以降の規制期間に向けて留意すべき事項はあるか

(以上)